

学内の禁煙について

健康増進法の一部改正に準拠し、学内において令和元年10月1日から全面禁煙することとなり、3箇所の喫煙所は7月1日付けで廃止いたしますので、御協力くださるようお願いいたします。

なお、7月1日から9月30日までは、下記の臨時喫煙所を設置します。
〔事務局〕

